

# お知らせ

## 嵐山町各交流センター予約による使用申請は令和6年4月分より、3か月に一度に変更となります

これまで、ふれあい交流センター窓口で毎月初めに行っていた予約による使用申請について、登録団体利用者の負担軽減を図るため、令和6年度分より、3か月に一度の手続きに変更いたします。

令和6年4月～6月の3か月間の「町内登録団体」の予約については、令和6年2月20日(火)から26日(月)までの間に嵐山町ふれあい交流センター窓口において受付を行います。

また予約が重複した場合は、3月1日(金)の午前 9時 10分より、同窓口において抽選を行います。

なお町外登録団体の予約は、同様に3か月に一度の手続きとし、4月～6月の3か月間を3月2日(土)以降に申請できます。

未登録団体の予約は、毎月の手続きで、3月2日(土)に4月分を、4月1日(月)に5月分を、5月1日(水)に6月分を申請できます。

くわしくは別紙チラシや嵐山町公式ホームページをご確認ください。  
不明な点等は、嵐山町ふれあい交流センターへお問い合わせください。

### 【嵐山町ふれあい交流センター】

電話:0493-62-2144; FAX:0493-62-1124

町公式 HP: <https://www.town.ranzan.saitama.jp>